

令和4年4月より、職場におけるハラスメント防止対策が事業主の義務となりました。啓発の一環として、令和5年度の研修会(同一内容を10/23・10/30)を行いました。

講師は特定社会保険労務士に依頼し、今回はパワーハラスメントについて学びました。パワハラは職務上地位が上位の者だけでなく、同僚間又は部下による言動も対象です。講義を聴くだけでなく、グループワークなど意見交換も行いました。正しい知識を得る有意義な研修会となりました。

今後、セクハラ、マタハラ、SOGI(性的指向・性自認)といった内容も実施予定です。

教育研修委員会

